

# 大臣認定を取得される方・された方へ

## 大臣認定における注意事項 ～大臣認定不適合未然防止のポイント～

大臣認定品の製作図や施工図に、大臣認定仕様を適切に反映し、それを確認することが重要です。

大臣認定品の使用材料の変更、製造・施工方法の変更などは、大臣認定不適合のきっかけになりやすいため注意が必要です。

大臣認定書別添仕様から仕様変更する場合には、たとえ性能が向上すると考えられても変更申請が必要です。

大臣認定不適合となった場合には、関係者に建築基準法の罰則が適用されることや、建築士が行政処分を受けることもあります。十分にご注意ください。

国土交通省住宅局  
参事官(建築企画担当)付 認定班



# 建築基準法に基づく構造方法等の認定

## 構造方法等の認定(大臣認定)とは？

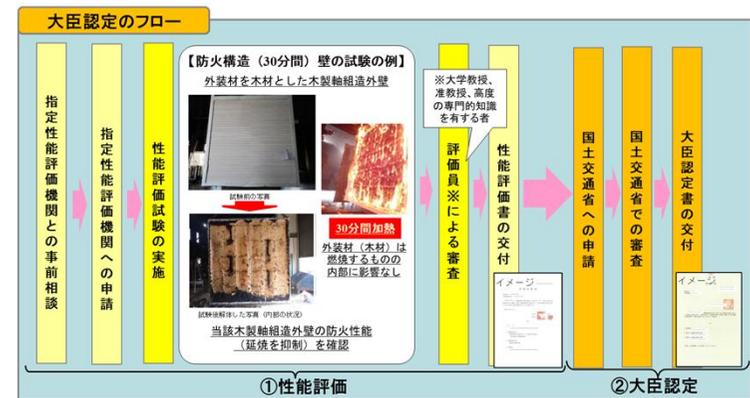
多様な建築材料や構造方法の導入を可能とするため、申請された建築材料や構造方法について、建築基準法で要求する性能に適合していることを確認した上で、国土交通大臣が認定する制度が、大臣認定制度です。

建築物において大臣認定品を使う場合には、原則として、構造方法等の認定書(大臣認定書)の写しを提出して、建築確認を受けることとなります。

## 大臣認定にあたって必要な性能評価とは？

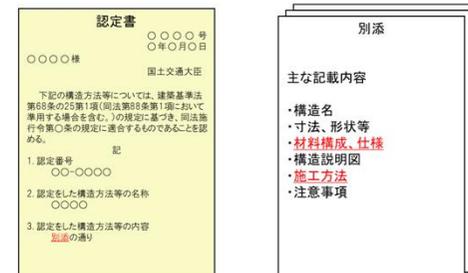
大臣認定を申請する者は、あらかじめ指定性能評価機関による性能評価を受ける必要があります。性能評価とは、申請された建築材料や構造方法について、建築基準法が要求している性能を満足しているか否かの評価です。

性能評価にあたっては、申請仕様の中での最不利の仕様において、防耐火構造等の場合には防耐火性能試験が行われます。その結果に基づいて、性能評価書・大臣認定書が作成されることとなります。



## 大臣認定書の構成と遵守すべき事項

大臣認定を取得すると大臣認定書が交付されます。認定書は「認定書」と書かれた文書と「別添」と書かれた文書で構成されています。「別添」では、性能評価の結果に基づいて、製造・施工する際の仕様などが定められており、製造・施工の際には、これを遵守する必要があります。(このため、認定書別添の仕様を、製作図・施工図に正確に反映される必要があります。)



## 認定を取得した仕様を変更するときは？

大臣認定書の別添に記載されている材料、仕様等を変更する必要がある場合には、性能評価及び大臣認定の再申請が必要です。

これまで「明らかに性能が向上する」と自社内で判断し、仕様変更を行っている事例がありましたが、性能が向上する変更であっても指定性能評価機関における性能評価を受けないと、大臣認定不適合となるため、ご注意ください。

# 大臣認定不適合未然防止のポイント

大臣認定不適合未然防止のポイントをまとめました。各社においてポイントに沿った対応が出来るか、社内体制の点検等に活用ください。

## 各部門におけるポイント

製品開発部門

### 製品開発・認定取得

製品開発部門は、

- ① 製造・施工部門との連携を図り、大臣認定仕様の開発にあたり製造・施工部門の声を反映し、**製作図、施工図に大臣認定仕様が適切に反映されることを担保**する

品質管理部門

### 全般的な品質管理・定期点検

品質管理部門は、

- ② 調達部門、製造・施工部門に対して、大臣認定仕様についての説明を行う
- ③ **製作図、施工図に大臣認定仕様が適切に反映されていることを確認**する
- ④ 製造工場で大員認定仕様を遵守するための作業手順書やチェックリストを用意する
- ⑤ 自社の施工部門、外部の施工店へ提供する施工図・施工マニュアル等に大臣認定仕様を順守する注意書きを行う
- ⑥ **大臣認定仕様に沿って材料調達・製品製造・現場施工**されているかを確認するために、製品又は施工状況について**定期的な点検**を行う
- ⑦ 大臣認定不適合が発覚した場合の対応方針を明確化しておく

### 材料調達

調達部門は、

- ⑧ 材料調達先に対して、大臣認定仕様についての説明を行う
- ⑨ 調達している**材料の寸法、材質や規格等に変更の際に、材料調達先から報告が上がる仕組み**を設ける

調達部門

### 製造(外部委託先による製造を含む)

製造部門は、

- ⑩ 委託先に対して、大臣認定仕様についての説明を行うとともに、製造方法変更の際には委託先から報告が上がる仕組みを設ける
- ⑪ **大臣認定仕様が適切に反映された製作図**に沿って製造することとなるが、疑義が生じた場合には、大臣認定仕様について確認する
- ⑫ 自社で製造する製品について、特注対応を含め、**製造方法を変更する場合**の品質管理部門への伝達ルートを確認するとともに、**品質管理部門で確認**を受ける

製造・施工部門

### 施工(外部施工店による施工を含む)

施工部門は、

- ⑬ 外部施工店に対して、大臣認定仕様についての説明を行う
- ⑭ **大臣認定仕様が適切に反映された施工図**に沿って施工することとなるが、疑義が生じた場合には、大臣認定仕様について確認する
- ⑮ 大臣認定仕様の施工に用いる材料について、区別して管理する
- ⑯ **施工方法を変更する場合**の品質管理部門への伝達ルートを明確化するとともに、**品質管理部門で確認**を受ける

# 最近の大臣認定不適合の発生事例と

## 大臣認定不適合未然防止のポイント

令和6・7年度の大員認定不適合の発生事例を見ると、先に見た大臣認定不適合未然防止のポイントが守られていれば、防ぎ得たことが分かります。

※( )内の数字はポイントの番号に対応しています。

## 製造段階での仕様変更・特注対応によるもの

- 防火設備において、製品開発部門と製造工場の連携が図られておらず、製造工場の製作上の都合も踏まえ大臣認定仕様を決定すべきところ、結果的に認定書別添仕様と製作図が異なる形となってしまったことで、不適合となった。  
⇒製品開発部門と製造工場の連携を図り、製作上の都合も踏まえ大臣認定仕様を決定するようにする。(①、③、④)
- 不燃材料のアルミ合金箔を、製造委託していたが、外部製造事業者には大臣認定品である認識がなく、納入仕様書で同様の仕様としていたこともあり、外部製造者の判断のみで、アルミ合金箔の仕様変更を行い、不適合(化学成分違い)となった。  
⇒製造委託している場合、委託先である外部製造事業者には大臣認定品であることを伝えるとともに、委託先での仕様変更について、委託元に相談するようにする。(④、⑩)
- 不燃材料の表面・裏面塗装について、色味についての特注に対応することで、塗装材の有機質量に関して、不適合(有機質量超過)となった。  
⇒特注対応を行う際、大臣認定品が絡む場合には、大臣認定仕様について、改めて確認するようにする。(③、④、⑪、⑫)

## (設計・)施工段階での対応に係るもの

- 耐火構造の屋根について、施工図に大臣認定仕様が適切に反映されず、タイトフレームの厚さや屋根材の留付方法、留付ピッチについて、不適合が発生した。  
⇒設計図を元にして施工図を作成するにあたり、大臣認定品を用いる場合には、大臣認定別添仕様まで遡って確認を行う。(③、⑤、⑭)
- 準耐火構造の軒裏材について、施工性向上のために変更することとした際、変更後も不燃材料であるから問題ないと考えたが、不適合(材料組成違い)となった。  
⇒材料変更の際には組成を確認し、認定仕様から外れる場合には変更申請を行う。(③、⑤、⑯)
- 防火構造におけるセルローズファイバーの充填密度について、乾式工法では適合するものの、湿式工法では不適合(密度不足)となった。  
⇒施工方法の違いによって、認定仕様に適合する、しないということがあることに注意し、施工方法変更の際には、認定仕様に適合していることの確認を行う。(③、⑤、⑯)
- 耐火構造の壁の留付材について、現場での施工において、異なるものを使ってしまい、不適合(長さ不足)となった。  
⇒現場での施工において、間違いがないように、壁と留付材をセットで扱うことを徹底する。(⑤、⑮)

(参考)

事務連絡  
令和7年11月27日

大臣認定取得者各位

国土交通省住宅局建築指導課  
参事官（建築企画担当）付

大臣認定不適合の未然防止に向けた社内体制の点検のお願い

昨今、大臣認定不適合の報告が続いております。大臣認定不適合は制度の信頼を根幹から揺るがすものであり、到底許されるものではありません。

つきましては、大臣認定取得を行う部門においては、製造部門、委託先、調達先等への大臣認定仕様の確実な伝達や、製品変更時、製造方法変更時等における大臣認定仕様への適合確認を怠ることがないように、今一度社内体制を点検し、万全の取組をお願いします。

以下に、大臣認定不適合の発生原因について、大まかに分類してお知らせします。

#### 【製品製造】

- 認定仕様が製品開発部門や製品設計部門から社内製造部門に伝わらず、社内製造部門で製造しやすいうように仕様変更をしたために不適合（遮炎材の取り付け位置を変更など）が発生
- 製造ラインの製造プログラム設定時に、認定仕様と異なる製造指示を入力したために、不適合が発生
- 製造方法変更時に認定仕様への適合確認を怠り不適合（人の手から自動塗布機に変更して誤差が拡大など）が発生

#### 【製品調達】

- 調達製品変更時に認定仕様への適合確認を怠り不適合（製品の厚みが超過など）が発生
- 調達先への認定仕様の不提示により、調達先が同等品ということで材料を変更したことに気づかず不適合（JIS品から独自規格品への変更など）が発生

#### 【外部委託】

- 委託先への認定仕様の不提示により、委託先が認定仕様と異なる加工を実施し不適合（表面塗装厚さが超過など）が発生
- 委託先への認定仕様の提示をしていたが、施工図の承認の際に認定仕様との照合を怠り不適合（留め付けピッチが不足など）が発生

これらに限らず、大臣認定不適合の発生に至らないよう、大臣認定仕様への適合確認においては、複数部門で複層的なチェックを行うことが重要であるため、設計開発部門、製造部門だけでなく、品質管理部門の関与を強化するなど、体制の充実についてもご検討をお願いいたします。

# 大臣認定不適合となった場合

## 大臣認定不適合となると…

この資料で紹介したように、何らかの手違いなどで、大臣認定書における仕様等と、実際の出荷製品の仕様等が異なってしまうと大臣認定不適合となります。

大臣認定書別添の仕様とは異なる仕様の製品を出荷し、大臣認定不適合となると、その製品が使用された建築物を利用する人々を危険にさらすおそれがあります。

また、**特定行政庁において建築基準法違反と判断される可能性があります**。建築基準法違反と判断されると、違反建築物の是正対応等が必要となってきますので、十分に注意して下さい。

建築基準法違反となった場合には、設計に關与した**建築士が処分を受けたり、関係者に建築基準法に基づく罰則が適用される**こともあります。

建築士法第10条に建築士の懲戒の規定があり、建築基準法に違反した建築士については、特定行政庁からの違反報告に基づき、処分基準に従って処分が行われます。

（このほかに都道府県知事による建築士事務所への処分もあり得ます。）

建築基準法に基づく罰則については、法第98条、第99条、第101条において、違反建築物の設計者又は工事施工者、認定建築材料と異なる建築材料を引き渡した者等を拘禁刑又は罰金に処する、とされています。

**大臣認定不適合は未然に防ぐことが重要です**。大臣認定品の仕様をしっかりと把握しましょう。

大臣認定仕様の変更等を行う場合には、確実に変更申請を行いましょう。大臣認定仕様の変更等にあたり、**少しでも判断に迷う場合には、大臣認定の前提となる性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください**。

## （参考）指定性能評価機関一覧

指定性能評価機関によって、対象としている業務区分が異なります。詳しくは、一般社団法人 建築性能基準推進協会のホームページをご確認ください。右の二次元コードを読み取ることで指定性能評価機関の一覧が閲覧可能です。

※二次元コードが読み取れない場合は、一般社団法人建築性能基準推進協会のホームページから「指定性能評価機関(指定区分別一覧)」を選択してください。



本資料に関するお問い合わせ  
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 認定班  
03-5253-8111